

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
飯南町	松本西部地区(加田、上の谷、郷)	令和3年3月25日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	25.19ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.01ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	23.87ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.04ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.04ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00ha
(備考) アンケートにおいて、13筆(計20,502㎡)が農地中間管理機構に貸付を希望するという意向を確認。	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現在、地区で中心となって耕作している認定農業者Aや個別農家が高齢化してきたことに加え、地区内の耕作地が小規模な区画であるため、生産性が上がらず、地区として営農の継続が困難となりつつある状態。 また、後継者が未定となっている農地が約4haあるが、中心経営体の3経営体も今以上、引き受けの意向がないため、新たな農地の受け手となるものを確保することが必要。(現在、地区内で農事組合法人の設立を検討中)
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

加田集落の農地利用については、現在、中心経営体である3経営体と個別農家で耕作しているが、ほ場整備に併せて農事組合法人が設立された後は新法人を中心としつつ、認定農業者Bと共に担っていく。 法人Cについては限定的な入作のため、加田集落での拡大の意向はない。
上の谷集落の農地利用については、現在、中心経営体である認定農業者A、認定農業者Bの2名と個別農家で耕作しているが、法人設立後は新法人を中心としつつ、認定農業者Bと共に担っていく。 法人Cについては限定的な入作のため、上の谷集落での拡大の意向はない。
郷集落の農地利用については、現在、中心経営体である認定農業者Aと法人C、個別農家で耕作しているが、法人設立後は新法人が中心となって担っていく。 法人Cについては限定的な入作のため、郷集落での拡大の意向はない。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	認定農業者A	水稲、 飼料用米	7.99 ha	水稲、 飼料用米	7.99 ha	加田、 上の谷、 郷
認農	認定農業者B	水稲、 そば、 飼料用米	5.07 ha	水稲、 そば、 飼料用米	5.07 ha	加田、 上の谷
認農法	法人C	水稲	0.55 ha	水稲	0.55 ha	加田、
計	3人		13.61 ha		13.61 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、58筆、83,305㎡となっている。
内訳としては、2筆(計3,570㎡)は現在の担い手が今後も継続して耕作することが決まっており、43筆(59,233㎡)は貸付の意向はあるが担い手がぎまっていない状況。残りの13筆(20,502㎡)については中間管理機構への貸付を希望している。(新法人が設立された際にはその法人へ貸付を行っていく意向はある)

農地中間管理機構の活用方針

松本西部地区はR2年度より重点実施地区に選定されており、ほ場整備と法人設立を目指している。
ほ場整備した農地は原則として、機構を通じて新法人に貸し付け、農地の集約化を図る。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、松本西部地区(主に加田集落)において、農地耕作条件改善事業による農業用排水施設、暗渠排水、区画整理に取り組む。

担い手育成の取組方針

地区内の認定農業者が高齢化しているため、ほ場整備に併せて農事組合法人の設立を目指している。

鳥獣被害防止対策の取組方針

ワイヤーメッシュや電柵の設置状況について、地図に落とし込み、地区として点検を行う等、鳥獣被害防止対策の構築に取り組む。